

事業契約書（案）の一部修正について

平成 17 年 11 月 30 日

平成 17 年 10 月 6 日付けで公告された「航空保安大学校本校移転整備等事業」の入札説明書添付資料⑤「事業契約書（案）」について、入札説明書等に関する質問を踏まえて修正点がありますので、お知らせします。

本資料では、特に内容変更をとまなう修正を行った、事業契約書（案）第 38 条、第 80 条、第 92 条及び別紙 6 第（3）項について、修正点を見え消しで示しております。なお、これら以外の修正点については、事業契約書（案）改訂版及び見え消し版として、平成 17 年 12 月中に公表する予定です。

（履行保証）

第 38 条 乙は、甲を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、又は乙を被保険者とする履行保証保険契約を設計者、建設者、工事監理者、訓練機器の整備者、解体者の全部又は一部の者に締結させなければならない。

2 前項において乙を被保険者とする履行保証保険契約が締結される場合には、乙は、次項第(1)号に定める保険金請求権に第 80 条第 2 項第(1)号による違約金支払債務を被担保債務とする質権を、また次項第(2)号に定める保険金請求権に第 80 条第 2 項第(2)号による違約金支払債務を被担保債務とする質権を、それぞれ甲のために設定するものとする。かかる質権の設定費用（対抗要件具備のための費用を含む。）は乙が負担するものとする。

3 第 1 項の履行保証保険の金額及び有効期間は、次の各号に従うものとする。

(1) 施設整備期間

履行保証保険の金額は、建築物等整備費相当分（支払利息相当額を除く。）及び訓練機器整備費相当分（支払利息相当額を除く。）の総額の 10%以上とし、その有効期間は、施設整備期間とする。

(2) 既存施設の解体等の期間

履行保証保険の金額は、解体工事費相当分（支払利息相当額を除く。）の 10%以上とし、その有効期間は、本件施設の引渡後から既存施設の解体等の完了までの期間とする。

4 乙は、第 1 項の契約締結後、速やかに第 1 項の履行保証保険の保険証券の写しを甲に提出して、内容の確認を受けなければならない。

（損害賠償等）

第 80 条 第 76 条及び第 77 条の規定により契約が解除された場合には、甲は、かかる解除により乙に発生した損害及び合理的な増加費用額を、損害金として乙に支払うものとする。

2 第 78 条の各項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、次の各号に従い、各号に定める額を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。ただし、

第78条に基づく解除に起因して甲が被った損害額が本項に定める違約金の額を上回るときは、乙は、その差額を甲の請求に基づき支払わなければならない。

(1) 本件施設等の引渡前に解除された場合

建築物等整備費相当分（支払利息相当額を除く。）及び訓練機器整備費相当分（支払利息相当額を除く。）の総額の10分の1に相当する額

(2) 本件施設の引渡後、既存施設の解体等の完了前に解除された場合

解体工事費相当分（支払利息相当額を除く。）及び維持管理・運営費相当分の残額相当分の10分の1に相当する額

(3) 既存施設の解体等の完了後に解除された場合

維持管理・運営費相当分の残額相当分の10分の1に相当する額

- 3 前項第(1)号又は第(2)号の場合において、第38条の規定により甲を被保険者とする履行保証保険契約が締結されているときは、甲が受領した履行保証保険に係る保険金は、これをもって違約金に充当する。

(協議)

第92条 甲又は乙は、前条第1項の場合には、当該不可抗力に対応するために速やかに本契約等の変更並びに増加費用及び損害の負担を含む対応方法について協議するものとする。かかる協議にもかかわらず、不可抗力が発生した日から180日（休日を含む。）以内に合意が成立しない場合は、甲が不可抗力に対する対応方法を乙に対して通知し、乙はこれに従い本事業を継続するものとする。

- 2 不可抗力により、甲又は乙に生じた合理的な範囲の増加費用及び損害の負担については、業務要求水準書で定められた要求水準を満たしていないことにより生じた損害もしくは増加費用については乙が負担するものとする。要求水準を満たしているにもかかわらず生じた損害及び増加費用については、次の各号に従うものとする。ただし、乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことによって生じた増加費用及び損害については、乙が負担する。

(1) 本件施設等の引渡前

合理的な損害及び追加費用の額が累計で、建築物等整備費相当分（支払利息相当額を除く。）及び訓練機器整備費相当分（支払利息相当額を除く。）の総額の100分の1に至るまでは乙が負担するものとし、これを超える額については甲が負担する。

(2) 本件施設等の引渡後から既存施設の解体等の完了前まで

不可抗力の事由1件ごとに、合理的な損害及び追加費用の額が、解体工事費相当分（支払利息相当額を除く。）及び当該事業年度の維持管理・運営費相当分（ただし、第72条による物価変動に伴う補正を考慮し、かつ、第62条による減額を考慮しない金額とする。）の総額の100分の1に至るまでは乙が負担するものとし、これを超える額については甲が負担する。

(3) 既存施設の解体等の完了後

不可抗力の事由1件ごとに、合理的な損害及び追加費用の額が、当該事業年度の維持管理・運営費相当分（ただし、第72条による物価変動に伴う補正を考慮し、かつ、第62条による減額を考慮しない金額とする。）の100分の1に至るまでは乙が負担するものとし、これ

を超える額については甲が負担する。

- 3 前項において、不可抗力に起因して損害が生じたことにより乙が保険、保証、補償金等を受領した場合で、当該保険、保証、補償金等の額が乙の負担する額を超える場合には、当該超過額は甲が負担すべき額から控除する。

別紙6 対価の支払について(第68条、第69条、第70条、第71条及び第81条関係)

(3) 対価の算定に用いる基準金利及び対価の算定方法

1) 建築物等整備費相当分及び訓練機器整備費相当分

サービス購入料Ⅰ-②及びⅡ-②の支払利息相当額は、以下の基準日における基準金利を用いて算定する。

基準日	支払利息相当額の算定開始日	算定に用いる基準金利のレート
第1回 平成19年6月1日	平成20年4月1日	東京スワップ・レファレンス・レート(T.S.R.)としてテレレート17143ページに表示されている6ヶ月LIBORベースの(円/円)金利スワップレート5年もの(午前10時現在)
第2回 平成24年6月1日	平成25年4月1日	
第3回 平成29年6月1日	平成30年4月1日	

なお、サービス購入料Ⅰ及びⅡは、以下の方法により算定する。

支払期間	算定方法
平成20年4月1日 ～平成24年4月1日	〔割賦元本相当分の15分の5の金額を5年間で元利均等返済する額(初回支払分の元利の内訳については提案に委ねる)〕 + 〔割賦元本相当分の15分の10に対する支払利息相当額〕 + 〔各回の割賦元本相当分に対する消費税等〕
平成25年4月1日 ～平成29年4月1日	〔割賦元本相当分の15分の5の金額を5年間で元利均等返済する額(初回支払分の元利の内訳については提案に委ねる)〕 + 〔割賦元本相当分の15分の5に対する支払利息相当額〕 + 〔各回の割賦元本相当分に対する消費税等〕
平成30年4月1日 ～平成34年4月1日	〔割賦元本相当分の15分の5の金額を5年間で元利均等返済する額(初回支払分の元利の内訳については提案に委ねる)〕 + 〔各回の割賦元本相当分に対する消費税等〕

2) 解体工事費相当分

サービス購入料Ⅲ-②の支払利息相当額は、以下の基準日における基準金利を用いて算定する。

基準日	支払利息相当額の算定開始日	算定に用いる基準金利のレート
第1回 平成20年6月1日	平成21年4月1日	東京スワップ・レファレンス・レート (T.S.R.) としてテレレート 17143 ページに表示されている6ヶ月 LIBOR ベースの (円/円) 金利スワップレート 4 年もの (午前 10 時現在)
第2回 平成24年6月1日	平成25年4月1日	東京スワップ・レファレンス・レート (T.S.R.) としてテレレート 17143 ページに表示されている6ヶ月 LIBOR ベースの (円/円) 金利スワップレート 5 年もの (午前 10 時現在)
第3回 平成29年6月1日	平成30年4月1日	

なお、サービス購入料Ⅲは、以下の方法により算定する。

支払期間	算定方法
平成21年4月1日 ～平成24年4月1日	〔割賦元本相当分の14分の4の金額を4年間で元利均等返済する額 (初回支払分の元利の内訳については提案に委ねる)〕 + 〔割賦元本相当分の14分の10に対する支払利息相当額〕 + 〔各回の割賦元本相当分に対する消費税等〕
平成25年4月1日 ～平成29年4月1日	〔割賦元本相当分の14分の5の金額を5年間で元利均等返済する額 (初回支払分の元利の内訳については提案に委ねる)〕 + 〔割賦元本相当分の14分の5に対する支払利息相当額〕 + 〔各回の割賦元本相当分に対する消費税等〕
平成30年4月1日 ～平成34年4月1日	〔割賦元本相当分の14分の5の金額を5年間で元利均等返済する額 (初回支払分の元利の内訳については提案に委ねる)〕 + 〔各回の割賦元本相当分に対する消費税等〕